

# 中世ノヴゴロドにおける聖俗諸権力の管轄権

—フセヴォロドの教会規定を中心に—

宮 野 裕

## On the Church regulation of Prince Vsevolod

Yutaka MIYANO

### Abstract

Research of the Church regulation of Prince Vsevolod is a good way to see the jurisdiction between various powers of Novgorod in the Middle Ages. However, this regulation has not been fully studied. This article restructured the editorial history of this provision and examined jurisdiction issues. The author concluded as follows:

1. Historical material of the 12th century lies on the foundation of this regulation.
2. This regulation is a summary of Novgorod's law using the text of the regulation of Vladimir, rather than a revised version of the regulation of Vladimir.
3. The bishop's power increased on the one hand and was restricted on the other. The jurisdiction of prince was slightly reduced during this period.

### Key words

ルーシ、教会、フセヴォロド、ノヴゴロド  
Rus', church, Vsevorod, Novgorod

### はじめに

中世のルーシにおける世俗権力と教会権力との関係は、10世紀末のキエフにキリスト教が導入されて以降、決してルーシの各地域で一様であった訳ではなかった。それぞれの地域の政治、経済、社会環境の中で、世俗と教会との関係は独特の形態を取るようになった。

本稿で取り上げる独立時代のノヴゴロド国家における両権力の関係も、とりわけノヴゴロドが政治組織的に他の諸公国と極めて異なっていたこともあり、やはり独特の形を取っていた。それを今日に伝える一つの史料であるのが、いわゆる「大公フセヴォロドの教会規定」(最古の伝来写本は15世紀半ばのもの)である。

この規定がノヴゴロドにおける両権力、或いは両権力を含む国内諸権力間を反映していることについては、先行研究においてほぼ合意を得ている。しかしその具体的な関係や規定が現れた状況については、研究者間に意見の差がある。例えば、M・チホミーロフ(1953年)は、商業案件におけるノヴゴロド主教の権力が制限され、代わって商人団や都市ノヴゴロド共和政組織が台頭した、12世紀30年代の局面がこの規定で表現されていると考えた<sup>1</sup>。逆にA・ジミーン(1952年)は、この規定は世俗公が定めたという形式を表面的にとるものの、実際にはノヴゴロド大主教の近辺で14世紀末以降に成立したものであり、この規程の作成は、大主教が、当時有力であった商人団の

\* miyano@gifu.shotoku.ac.jp

特権を奪おうとする試みであったと評価した。この商人団により、大主教の権限は縮小されていたという背景があったのだという<sup>2</sup>。他方でB・ヤニン（1962年）によれば、本規定は13世紀初頭における商業裁判の確立を目指す試みであった<sup>3</sup>。これに対してЯ・シチャポフ（1972、1984年）は、13世紀末から13-14世紀の転換期のノヴゴロド国家における大主教、公、都市上層の代表者の間の関係を本規定が定めたと見なしている<sup>4</sup>。当時の大主教は世俗公との権力闘争で公を打ち負かしていたが、それとともに別の共和政組織（百人長や商人団）と国内での権力や様々な収入を分有し始めた。この有り方を確定させることが本規定の眼目であったという<sup>5</sup>。更には近年、И・フロヤノフ（2012年）が本規定は国内闘争というよりも、12世紀の対キエフ闘争を反映したものと見なしている<sup>6</sup>。このように、本規定は、成立状況といった基本的な事項についてさえ意見が割れており、重要なアクターである主教が権力を伸ばしたのか、制限されたのか、また誰に対して、誰から制限が行われたのかも判然としないのである。

しかし課題はそれだけでない。本規定を発給したとされる「大公フセヴォロド」が誰であるのかについてさえ、決着がついていないのである。例えば13世紀末にこの規定が成立したと考えたС・ユシコフは、「大公フセヴォロド」を12世紀のノヴゴロド公フセヴォロド・ムスチスラヴィチと見なした<sup>7</sup>。ユシコフによると、この12世紀の公が作成した文書（そのままでは伝来しない）が本規定の作成時に使われたのだが、ユシコフはその結果として、その名がそのまま規定に持ち込まれたと考えているようだ。ジミーンも「フセヴォロド」を12世紀のフセヴォロド公と見なすが<sup>8</sup>、それはフセヴォロドの名は規定の権威付けのために使われたものと考えているように思われる（ユシコフと同じく明記はない）。ヤニンは13世紀初頭の別のフセヴォロド公（ロマノヴィチ）を規定の発給者と見なし<sup>9</sup>、シチャポフは13世紀末或いは13-14世紀の転換期の更に別のフセヴォロド公（ユリエヴィチ）と見なす<sup>10</sup>。

そこで本稿では、まず本規定が現れた基本的状況を探ることを目標とし、更に本規定の内容から中世ノヴゴロドの聖俗、そしていわゆる代表組織との法的関係をどのように見直すことが出来るのかについて、考えていくことにしたい。

尚、本規定の試訳と簡単な注釈を文末につけた。適宜参照されたい。

## 1 発給者フセヴォロド公の謎と成立の状況

まずは、発給者と規定成立の状況について考えておく必要がある。

本規定の冒頭部は、三位一体への呼びかけが欠落していることを除けば、ウラジーミル聖公の教会規定の「シノド版」（13世紀末に成立）の冒頭部（第2条）と基本構造において同じであり、借用物である<sup>11</sup>。しかし、規定の発給者の名前を初め、幾つかの点で本規定は「シノド版」と異なっている。

まず本規定の発給者として、「洗礼名でИГФШЬ<sup>12</sup>と呼ばれる大公フセヴォロド」の名が挙げられている。そして同時にこのフセヴォロドはルーシ公イーゴリ及び公妃オリガ（10世紀）の曾孫であるとされている。イーゴリ公と公妃オリガの曾孫とは、ヤロスラフ賢公（キエフ公としては在位1019-54年）の世代にあたる。この世代には確かにヤロスラフの弟でフセヴォロドという名の公がいるものの、この公は発給者のフセヴォロドとは別人と考えられる。というのも、ヤロスラフの弟のフセヴォロドというのは、ヴォロディミル（ウラジーミル）・ヴォルィンスキー（現ウクライナ西部）の公であり、ノヴゴロドとは無縁であると言って良いからである。加えてこの公は10-11歳程度の年齢で公となった後の状況が判然としない<sup>13</sup>。また言うまでもなく、彼は「大公」ではな

かった。従って、ヤロスラフの弟フセヴォロドをノヴゴロドで作られた本規定の発給者と見なすことは困難であり、それゆえに発給者の解明が研究史上の課題になっている。

この課題を考える土台としてこれまでの議論を簡単に振り返ると、まず本規定が明らかにノヴゴロドに関する規定であることに鑑み、ノヴゴロドにおける共和政導入の画期に公であった12世紀の有名なフセヴォロド公（以下、複数存在する同名の公を区別するためにフセヴォロド（Г）公と呼ぶ。このフセヴォロドの洗礼名がガブリル「Г」 авлилであることを考慮する。在位1117-36年）をこの発給者とみる向きが強かった。加えて、本規定でも言及されている商業規則に関わる事項や物産の計量に関する諸権利を本規定と同様に扱う、いわゆる「フセヴォロドの命令書 рукописание」がまさにこのフセヴォロド（Г）公の手になるものであり、従って、自然と、本規定の発給者のフセヴォロド公もこの12世紀のフセヴォロド（Г）公のことであると見なされてきたのである<sup>14</sup>。

しかし、後の研究者たちは、テキストというよりも内容から判断して、本規定を12世紀に遡らせることには否定的な者が多かった。例えばジミーンは、本規定に公の代官が登場することを考慮し、本規定を14世紀末以降の状況の反映であると見なした。彼によると、14世紀末の状況（例えば府主教の十分の一税徴収人の登場）が反映されているからである<sup>15</sup>。これに対しヤニン、冒頭の「暗号」（ИГФШЬ）の解読を試み、ИГФШЬをПЕТРЪ（ピョートル）と読み替え、名はフセヴォロド、洗礼名ピョートルであるノヴゴロド公を歴代ノヴゴロド公のなかに探し、これを13世紀前半のフセヴォロド（＝ピョートル）・ポリソヴィチ公（区別のために本稿ではフセヴォロド（II）公と呼ぶ。在位1219-21年）であると結論づけた<sup>16</sup>。他方でシチャポフはヤニン説を否定しないものの、むしろその次の公フセヴォロド・ユリエヴィチ公（フセヴォロド（Ю）公。在位1222、1223-24年）の方が状況的に発給者に相応しいとする<sup>17</sup>。これに対し、フロヤノフは本規定はそもそも12世紀のフセヴォロド公の文書（以下「フセヴォロド公文書」。伝来しない。）を土台としていてと考えており、12世紀のフセヴォロド（Г）公を発給者と見なしている。但しその根拠は特に述べられていない<sup>18</sup>。筆者の雑感をここで先に述べておけば、形式的には12世紀のものであるが、内容的には共和政期に作成されたような箇所も散見されるので、本規定の年代確定は困難に思われる。

さて本稿筆者の見るところ、まず指摘されるべきは、シチャポフが結局のところ、暗号の解読を諦めており、その意味でヤニン説への彼の批判は不十分であることである。例えば、シチャポフ説を取るならば、結局暗号ИГФШЬは何であったのがわからないままになる。彼が述べるように、フセヴォロド（Ю）公が規定発給者フセヴォロドの正体であるというならば、彼の洗礼名とИГФШЬが一致することを論じなければならぬだろう（解明まで行き着くかどうかは別しても）。

またシチャポフは、ユシコフやヤニンと異なり、本規定は単にウラジーミルの規定の改訂版に過ぎず、オリジナルの「フセヴォロド公の文書」なるものは存在しなかったことを論じた。フセヴォロド公の名は権威付けのために使われたに過ぎず、また本規定の内容はウラジーミルの規定の改定と補足で説明出来るという<sup>19</sup>。しかしこれは矛盾している。なぜ、彼が想定する補足のなかに「フセヴォロド公の文書」が存在しなかったと言えるのか。彼は、本規定がウラジーミルの規定の発展型であることを強調したいがあまり、ウラジーミルの規定に由来しない情報を「補足」として説明するが、この状況はまさに、結局は他の史料が使われているということの意味している。彼自身、十分の一税徴収人に関する項目（第3条）はウラジーミルの規定に遡らないことを認めている<sup>20</sup>。

また、既に冒頭部分のように、ウラジーミルの規定にかなりの改定が加えられた部分もある。更に第4条に登場する幾人かの個人名がある。これらはウラジーミルの規定にはない。これらを補足であって、別の史料を使っていないと述べるのは詭弁である。もちろん、本規定のテキストの殆どがウラジーミルの規定のテキストに由来することは確かだと筆者も考えるが、だからといって、他にも基礎となった史料（フセヴォロドの名を冠するか否かは別にして）がないとは言えないのである。以下ではこの規定に12世紀の内容が反映されていることを論じておきたい。

まず考慮すべきはM・ウラジーミルスキー・ブダノフの意見である。彼は、後代（例えば14世紀）の文書であれば必ず出てきたと思しき市長や千人長の職が本規定に登場しないことを考慮して、本規定が、市長が共和政の代表でなく、まだ公の補佐役だった時期に作られたと見なした。だから本規定は共和政発足にとって重要な事件であった1136年蜂起（市長や千人長の政治的主役化）の前に公布されたと考えたのである<sup>21</sup>。

但し現在、この考えには反論が出来る。その後にヤニンが明らかにしたように、現実のノヴゴロドでは既に11世紀末に千人長が出現していた。従って、ウラジーミルスキー・ブダノフの論拠に依存するなら、11世紀末以前でないと本規定は生じ得ないことになってしまうのだが、フセヴォロド公の在位期間や、同じく規定に登場するイヴァン教会の建設年（1130年）が11世紀末にはまだ存在しておらず、話が行き詰まってしまうことになる。つまり、ウラジーミルスキー・ブダノフの根拠では、本規定が12世紀のものであることは証明できないのである。

ところが、近年ムシンが述べているように、規定に登場する百人長や伝令官**биричи**は1136年以前から存在する古い職であり、更にこの1136年以前には（その後と異なり）公の行政官として機能してきた役職であったことがわかってきた<sup>22</sup>。となると、一方でそうした、公に近い役人の名が挙げられ、しかし他方で、地元ノヴゴロドやその貴族らの権益を守り、公の権力を制限する側にあった当時の市長や千人長が本規定に登場しないという状況は非常に興味深いことになる。つまり、フセヴォロド（Г）公がノヴゴロド公になった1132年から追放される1137年までの時期であれば、公にとっては自らの側に立つ行政官である百人長や役人と商人たちのみを集め、相対的に公と異なる権力基盤を持つ市長や千人長を関与させずに規定の内容を協議したという状況が十分にあり得たのである。

フセヴォロドの規定に登場する。規定の原型の作成に関与。	百人長 伝令官 <b>биричи</b>	1132-37年に 公に近かった人々
フセヴォロドの規定に登場しない。規定の原型の作成に関与せず。	市長、千人長	1132-37年に 公と距離を取った人々

発給の時期は更に絞ることが出来るかも知れない。かつてチホミーロフ（彼も12世紀説を採る）が、本規定に登場するミロシカについて、1135年に市長官になったミロスラフ（ミロシカは指小型）と同一人物ではないかとする説を出した<sup>23</sup>。フセヴォロド公のもとで働いた（公の規程作成時に協議に参加した）人物であれば、1137年の追放前の同公の治世において市長に就くこともあったかも知れない。むしろ、市長は、とりわけ12世紀以降は、一般に公権力を制限する、都市側の代表とされるが、公の追放前のこの時期であれば、まだ必ずしもそうした確固とした役目を担っていたわけではなかったと考えられる。公の息のかかった人物がそうした時期の市長になるという事態は

十分に考えられる。無論、この議論は仮定であるが、もしこれが正しければ、ミロシカがまだ市長でなかった1132-35年の間に本規定の原型が成立したと考えられる。尚、規定に登場するイヴァン教会は1130年に完成していたので、特にこの教会が規定に登場することは我々の議論の障害にはならない。

ここからは筆者の想像であるが、1130年にイヴァン教会が建設され、公はその代表を呼び、ここで初めて特権を与えた。そしてその確認のために文書（ユシコフらがいるところの「フセヴォロド公の文書」）を発給した。それが、伝来する本教会規定（13世紀末以降にウラジーミルの教会規定と結びつく形で成立）の一つの土台になっていると考えられるのではないか。

ところで、以上のような仮定を出したことは、ヤニンやシチャポフの説の否定に結びつくわけではない。ヤニンについて言えば、彼は暗号の解読の通じて、13世紀初頭のフセヴォロド（Π）公の名を導き出した。これは一見、筆者の上述の考えと矛盾するように見えるかも知れないがそうではない。

多くの研究者が論じているように、本規定では12世紀の状況とはかけ離れた用語や状況が散見される。つまり、12世紀の文書（ユシコフのいう「フセヴォロド公の文書」）はその後、現存の規定に至るまで、幾度も改定されたものと見るべきなのである。この点はまさにシチャポフも一般論として指摘したところである<sup>24</sup>。だから、13世紀初頭に、ヤニンやシチャポフが論じたような一つの画期があり、それが規定に反映されたことも否定できないのであり、実際に画期があったのではなかろうか。そうでなければ冒頭の暗号は説明出来ない。他方で、ヤニンの暗号解読が正しく、これをピョートルと解すことが出来るとしても、土台が12世紀にあることを否定はできないのである。唯一確かなのは、全ての研究者が認めるように、幾度かの改訂の後、13世紀末にウラジーミルの教会規定の「シノド版」と結び付いての大改訂が行われたことである。こうして伝来する形の規定の基本形が生み出されることになった。

その際には、規定の発給状況を全く別様に示す「シノド版」第4条のテキストが、本規定の発給状況を描くために書き換えられた。この部分は「フセヴォロド公の文書」からの情報に基づいて大きく書き換えられることになった。

尚、フセヴォロドが大公と呼ばれていることはあながち作成者の誤りとも言えないだろう。伯父のキエフ公ヤロポルク（在位1132-39年）がフセヴォロドをヤロポルク死後の大公に望んでいたことが知られる<sup>25</sup>。実際、彼は父のキエフ公ムスチスラフ公（在位1125-32年）の存命中にノヴゴロドを支配していたが、この都市を支配した後にキエフ公なる事例は非常に多い。従って、フセヴォロドはノヴゴロド公でありながら、将来の大公と見なされ、すでにそのように呼ばれていたという状況はそれほど不思議ではないように思われる。フセヴォロドは「命令」のような別の文書でも「大公」と呼ばれていることも、こうした説を裏付けるだろう。

以上が筆者の考えるところの成立過程である。

## 2、13世紀末の本教会規定の位置づけ

13世紀末に大きな改訂があり、伝来する版の規定が成立した。従って、この規定を基本的には13世紀末のノヴゴロドの状況を考える材料として使うことができる。

以下では、まず、土台の一つであるウラジーミルの教会規定のシノド版との比較をし、13世紀末の時点で何が生じたのかを考えてみたい。

全体の構成としては、概してウラジーミルの規定シノド版（以下、「シノド版」と略す）とフセ

ヴォロドの規定は似通っている。大別すれば、1) 規定の成立の経緯、縁起、2) 教会裁判権の確認(1)教会裁判が扱う案件の列記とこれを犯す者への警告、3) 教会裁判権の確認(2)商業用の計器の管理、手数料の徴収権の確認、これを犯す者への警告、4) 教会裁判権の確認(3)教会裁判に属す者の列記とこれを侵犯する者への警告の順で条文が進んでいる。フセヴォロドの規定の一部の伝来写本では、相続に関する追加条項が更に続く場合がある。

1) 規定の成立の経緯、縁起について、「シノド版」から削除された点は、①三位一体を讃える文言である。テキストとしては短く、これまでの研究者でその意味を考えた者はいないが、世俗的性格が強まった結果なのかも知れない。②発給者ウラジーミルが公妃アンナと共に規定を定めたとする話の削除は、既にフセヴォロドが本規定を定めたとするに際し、不要となったというのがその理由であろう。代わりにフセヴォロドが人々を集めて本規定を定めた経緯が4条に記されているので、尚のこと不要となったと考えられる。③「シノド版」が各地の都市やボゴスト、村に送られたとする記述が削除された。ノヴゴロドにおける規定には不要であり、かつ、そうした記述は新规定の価値を上げることもないため、不要と判断されたのだろう。

大きく内容が変更された点は、発給者の名の変更(ウラジーミルからフセヴォロドへ)、ルーシの初代府主教の名の変更(レオンからミハイルへ)である。

新たに書き加えられた点は、①教会の伝承に基づく、語句への説明の追加(例えば公妃オリガが、洗礼名はエレナであり、「ウラジーミルの母」であるといった修飾語が追加されている)、②ウラジーミル公が十分の一税の譲渡対象として定めた対象のなかに、具体名としてキエフの聖ソフィヤ聖堂、ノヴゴロドの聖ソフィヤ聖堂が挙げられた。またキエフの府主教、ノヴゴロド大主教に譲渡すると定めたことも書き加えられた。更に、裁判手数料からの十分の一税の抽象的な譲渡先として、「シノド版」にあった「救世主とそのいと清き母」に「神の聖なるソフィヤのいと高き知恵に」が書き加えられ、「ソフィヤ」が十分の一税の譲渡先としてかつてウラジーミルが定めたことが強調されている。③本規定を定めるに際しての「招集」について、その構成員の列記(ノヴゴロドの10名の百人長、長老ボレスラフ、役人ミロシカ他)、商業で使用される多種の計量器具の管理と手数料の分配について詳述されている。④ノヴゴロドの主教座聖堂であるソフィヤ聖堂と、商業都市ノヴゴロドの商人団の拠点であるイヴァン教会の管理を誰が行うべきかについて、新条項が作成された。

以上の点に鑑みて、大まかにいえば、全ルーシに通用する形式であった「シノド版」のテキストを使って、ノヴゴロドにのみ通用する規定が作成されたこと、それに伴い、権利、手数料などのノヴゴロドにおける行き先が記されたことが大きな変化として認められよう。これを象徴するのが第4条であり、商業都市ノヴゴロドに相応しく、商業計器の管理と手数料の詳細に多く割かれている。

## 2) 教会裁判権の確認(1)教会裁判が扱う案件の列記とこれを犯す者への警告

第7-14条までは一つの塊として、教会裁判が扱う案件について述べられている。

まず注目すべきは、離婚から始まる管轄案件リストにおいて、「シノド版」に存在しない、フセヴォロドの規定での新項目として、子を残さなかった者の財産の扱い(後述)が教会の裁判権下に含まれたことである<sup>26</sup>。その他には若干の修正点として、「息子による父への、娘による母への殴打」が「息子や娘による父や母への殴打」に変更されている。

次いで以上の裁判が主教に与えられていることが明記された。この点は「シノド版」への加筆である。キエフ以外で教会の長は主教であったから、特定都市で通用する規定を作るにはこのような変更が必要だったと考えられる。その後は公や貴族、公の子らの教会裁判への介入が禁じられ、禁

を犯した場合には神の怒りにより永遠の苦しみを受けることが述べられている。この点は「シノド版」と変わらず、全体としての趣旨に大きな変化はない。但し、「フセヴォロドも」この点を臣下に遵守させるという決意が、またこの禁が総主教フォティオスの文書に基づくこと、更に祖先のウラジーミルも強調したことが加筆された。

唯一「シノド版」から削除された項目は、裁判手数料の行き先に関する規定である。「シノド版」では単純に公に9割、聖なる教会に1割が入るとされていたが、後述するように、フセヴォロドの規定では割合が別様に定められており、それ故にこの項目は意識的に削除されたと考えられる。

このように、この部分についても、全国に通用する形式を取る「シノド版」がノヴゴロドでのみ通用するものに書き換えられたことが確認できる。

### 3) 教会裁判権の確認(2)商業用の計器の管理、手数料の徴収権の確認、これを犯す者への警告

元々、商業用の計器の管理は「シノド版」の第15条で比較的簡単に、また一般論として教会への所属が記されていたに過ぎない。そのうち、後半部のテキストが二分され、フセヴォロドの規定の第15条、16条の土台となった。商業用計器が古くから教会に属してきたことを一般論として示すシノド版の前半部は全く引き継がれなかった<sup>27</sup>。手数料の一部を教会以外に引き渡すことを定める本規定には不要だったと考えてよからう。

フセヴォロドの規定第15条は、シノド版から引き継いだテキストに、ノヴゴロド特有の状況の補足説明を加えて成立した。すなわち、ノヴゴロドで使われている具体的な計器（一般的な秤、蜜蝋、蜂蜜用の秤、ループリのグリヴェンカ等）が列挙され、その後、シノド版のテキスト（主教は秤をきちんと管理すべし）があり、次いでノヴゴロドにおける秤の改造を罰する規定が入れ込まれた。改造者は死罪、その財産はソフィヤ（すなわちノヴゴロド主教）、イヴァン教会（すなわちここを拠点とする商人団）、百人長とノヴゴロド（行政当局）で三分された。

16条は、主教が監督を遂行しなかった場合に最後に厳しい裁きが待っていることと同じくシノド版のテキストを使いながら、逆にきちんと管理した場合には天国に受け入れられることが示されている。

このように、基本的に商業に関する裁判権に関する旧項目にノヴゴロド特有の事情が書き込まれたことが分かる。言ってみれば、ノヴゴロド用に作成された「シノド版」が、十分にノヴゴロドの事情に対応できず、改めてフセヴォロドの規定が作成されたと考えられよう。

### 4) 教会裁判権の確認(3)教会裁判に属する者の列記とこれを侵犯する者への警告

案件ではなく人の職種や身分、状況で教会裁判への所属を列挙する項目群は「シノド版」でリストアップされたが、本規定ではそこに若干の者が追加されている。イズゴイ及び寡婦である。

イズゴイについては条文中に説明がある。次の4種がイズゴイであるとされている。すなわち、①読み書きのできない司祭の子、②買い戻しの結果、解放されたホローブ（奴隷的存在）、③破産した商人、④父なき公（敷衍して、領地を持たぬ公、相続権を失った公）のことである。寡婦については、この時期の家父長権の伸張から判断すれば、そこから抜けがちであった寡婦を教会が引き取るという事情は理解出来なくもない。所属や身分の変更、或いは父親や主人といった父権者的存在がない者が概ね「神の裁判権」のもとに入るものとされた。

こうした状況は特殊ノヴゴロド的なのかどうかは改めて考察の必要がある。文化的に発展を遂げていたとされるこの都市における規定に「読み書きのできない司祭の子」や、商業都市ノヴゴロドで生じうる破産商人のような項目があることは理解しやすい。但し決定的な証拠はないことは忘るべきでない。

### 5) 「シノド版」のテキストを使ったノヴゴロドの法慣習の書き留め

以上のように、多くの点で本規定はノヴゴロドの状況を反映していると考えて良く、従ってシチャポフの述べるごとく、ウラジーミルの教会規定の「シノド版」をノヴゴロドの状況に合わせて改訂したと考えることに問題はないように思われる。

しかし、些細に見えるものの、筆者が重要だと考えるのは、発給者をウラジーミルとせずに敢えてフセヴォロドに代えたことである。ルーシであまねく知られるウラジーミルの名はまさに権威付けのための第一級のものであり、だからこそ、これまで各地でウラジーミルの元々の規定が改訂された後もその名が残り続けた訳である。しかしそれがなぜ敢えて変えられたのか。

このことについては今後の慎重な検討を必要とするが、筆者の現在の考えでは、第4条で規定成立時の状況が説明されるなど、12世紀のフセヴォロド公の一定の役割を示す文書が当時伝来していたと考えられること、それが本規定作成時に利用された（その結果が4条を初めとするノヴゴロド特有の規定の情報源になった）ことは十分に明らかである。このことはこれまでの研究でも再三確認されてきたことである。しかし、この変化のニュアンスはやや異なるのではなからうか。今や、一般的に全ルーシの状況に通用するウラジーミルの規定では、共和政国家として自立の道を歩むノヴゴロドの状況を規定するのは困難になった。府主教の裁判権からの一定の自立、ノヴゴロド独自の度量衡の管理やその単位の利用、手数料の分配、ソフィヤ聖堂やイヴァン教会という地域教会に関わる案件の解決は、最早、あくまで一般論の形を取るウラジーミルの規定の形に入れ込むことはできなかったのではないか。それ故、ウラジーミルを捨て、新たにフセヴォロドという地元の名士を発給者とする規程を作成したと考えられないだろうか。

また、以上の点と関連することであるが、本規定をそもそも一般的に教会の権利を規定するウラジーミルの規定の発展と見なすこと自体が誤った見方なのではなからうか。指摘されてきたように、ウラジーミルの規定のテキストはふんだんに本規定で扱われている。それ自体は事実である。しかし、かなり多くの、特殊ノヴゴロド的な情報が本規定に入れ込まれていることを考慮すると、本規定の本質は、また本規定を作成したノヴゴロドの当時の編者の意図は、それまでのノヴゴロドにおける伝承、慣習、文書で残る規定を書き留めることにあったと考えるべきであり、それをノヴゴロドに伝来したウラジーミルの規定のテキストを使って行ったと見るべきではないか。いわば、伝統的な見解は主客逆転の状況にあったのではなからうか。

この点は今後の検討課題であるが、ウラジーミルの規定を編集して本規定が成立したと言うよりも、むしろ、フセヴォロド公の名と結びつけられて伝来していたそれまでのノヴゴロドの法慣習を、ウラジーミルの規定のテキストを利用して文書化したのが本規定であり、中心軸はウラジーミル(全ルーシ)ではなく、あくまでフセヴォロド(ノヴゴロド)にあったのではなからうか。だからこそ、第二条において、無理にウラジーミルの名をフセヴォロドの名に置き換えようとして失敗が生じたのではないか。

## 3、13世紀末以降の改定

本規定には明らかな追記部分がある。第一に、複雑な相続の問題、特に不法な婚姻から生まれた子らの相続に関する規定、第二に、十分の一税徴収人に関する規定である。

まず相続問題を扱う第24条について見ておこう。これまでの研究が明らかにしてきたように、第24条は明らかに後代の追記である。第23条の末の「アーメン」の句は、規定が一旦、第23条で終わっていたことを示すからである。尚、下記に見る24条の4つの案件の内、全ての伝来写本に残っ



ているのは最初の案件のみであり、残りの3つの案件はソロフキ写本（1493年）にのみ伝来することを先に述べておく。

第24条で扱われる4つの複雑な相続規定は、いわゆる私生児（教会の認めない婚姻や主人と女奴隷との間に生まれた子）の取り分を定めるもの、未婚の女子に相続権を認めるもの、しかしその女子に婚姻前の「放蕩」が認められた場合、男子相続人が女子相続人を財産目当てで偽の告発を行った場合の対応が扱われている。

この追記がいつ、誰により行われたのかについては、十分な結論は出ていない。年代については、特に根拠が挙げられているわけではないが、14世紀以降であるとする点で研究者の意見は一致している。本規定が一旦13世紀末或いは遅くとも14世紀初頭に成立したことを考慮しての判断であろう。ただ、オスペンニコフが指摘するように、15世紀までの時期に多くのルーシの地方で第四やそれ以降の結婚（しばしば聖職者により結ばれた、つまり教会の承認を得ていた）が生じていた。府主教キプリアン（在位1390-1406年）及びフォーチャー（在位1408-30年）はプスコフなどで3度以上の婚姻がしばしば行われたことを記し、その際にこれを「犯罪」と呼んでいる。府主教ヨナはヴァトカの聖職者への書簡（1452年頃）にて、5-8度目の結婚を結ぶ司祭たちを非難している<sup>28</sup>。こうした点を考慮すれば、時期的には14世紀末から15世紀にはこうした条項の追記は不思議ではない。

追加者についてはジミーンの教会説とシチャポフの14世紀のノヴゴロド公説がある<sup>29</sup>。世俗の問題を扱うケースであるから、世俗の裁判権を保持していた公やその配下の法学者であるとするシチャポフの説は一理あるが、相続案件は第9条にあるとおり、教会側も自らの裁判権下にあるものであると主張していたこともあり、この追記を教会（或いは教会に近い法学者）が行った可能性は排除できない。

第二の追記は、公は「十分の一税徴収人」を持たないとする規定である。ジミーンによると、これは14世紀末から15世紀のノヴゴロドの条件に合致している。というも彼によると、この職務は府主教の官吏で、地方聖職者からその収入の一部分（後代の意味でのジェシャチーナ）を府主教権力のために徴収したからだという。「十分の一税徴収人を持たない」という語は、府主教に向けて大公が自分の官吏をノヴゴロドに派遣することの禁止を含んでおり、これは14世紀の後代の挿入である。これらは伝統的な府主教裁判からのノヴゴロドの拒絶（1389年に府主教との衝突を招いた）と関係しているのかも知れないと考えた。シチャポフも同意見である<sup>30</sup>。

「十分の一税徴収人」という一般的な役職名が本当に府主教の役人に限られるのかどうかについて、一抹の疑問は残らざるを得ない。しかし史料の根拠を伴う議論をするならば、上の意見は説得力があるといえ、従って、この第二の追記が14世紀後半に行われたとする意見を支える根拠になる。この補足は自分の主教区の財政的自立性をめざすノヴゴロド人の、当時モスクワに存在した府主教座との闘争と関係していると言えそうである。

#### 4 公や主教の権力は制限されたのか、増したのか

以上のように、少なくとも確認できるだけでも幾度かの改訂があったことが明らかである以上、研究史上における公の権力の制限が行われたかどうかについての議論は単純にはできない。

14世紀末以降に本規定の成立を見るジミーンによれば、本規定はノヴゴロドにおける公の権力の著しい制限だった。彼はこれまで保持してきた権利を公が引き渡した局面であると考えているのである。しかし彼の言うとおりに、仮に代官に関わる部分が14世紀末のものであったにせよ、他の部分も同じであると単純に考えることができないことは上述の議論から明らかになった。その他に

もジミーンは、十分の一税徴収人の存在は、規定が14世紀末から15世紀の現実に合致すると述べている<sup>31</sup>。上述のように、確かに14世紀以降の改訂部分（相続案件、十分の一税徴収人）には、14世紀80年代のモスクワ府主教座の役人を閉め出すことをめざしたと思われる条項がある。ノヴゴロド公（当時はモスクワ大公が兼務していた）がモスクワ府主教の役人を持ってはならないとする規定は、これが現実になったかどうかは別にして、法的には制限だったということではできらう。

他方で、規定を12世紀に成立したとするチホミロフによると、文書はイヴァン商人団（商人団体）の、商業秤の独占権を廃止した。そしてこれを共同保持の形で主教、イヴァン商人団、百人長に引き渡したという。第15条にある秤に手を加えた者の財産分配の形式に基づく議論であるが、この項目がいつ成立したのかが明らかでない以上、またその前後の時期の状況も不明であるので、この問いに答えることはできない。ただ、長期的な観点から考えれば、最初期のウラジーミルの規定で商業手数料等が教会の裁判権下にあったことを考慮するなら、本規定の内容は主教権力の制限と考えることはできらう。

しかし、主教が単純に収入を減らしたと考えてはならない。第15条などでは元々、公：主教＝9：1であった手数料が、主教：商人団：ノヴゴロド当局で1：1：1になったことを考慮すれば、額としてはかつての3倍以上の収入を得ることになったのであり、独占権のようなものは失われたにせよ、収入は拡大したと言える。その意味では、権力（収入を得る権利）を拡大したと言えなくもなからう。

他の点についていえば、上述のように、「シノド版」と本規定との差をそのまま、「変化」として捉えることが難しい以上（本規定の中心はあくまでノヴゴロドの慣習の保持であり、「シノド版」の直接の後継法ではない。「シノド版」は基本的にテキスト材料として使われた）、それぞれの項目の慎重な吟味が必要である。上で断ったとおり、上記の主張は長期的なものであり、正確さに欠けている。中世ノヴゴロドの複雑な裁判権の研究は、詳細な場面ごとの聖俗諸権力の管轄の検討を通じて可能になるのであり、まだまだ終わりは見えていない大きな課題である。

\*\*\*\*\*

#### 教会裁判、管轄民、商業用秤に関する大公フセヴォロドの教会規定 SPb II RAN, Arkheogr. 240.

尚、本規定は拡大版と簡素版の二つの版で伝来している。伝来者本数は、シチャポフの区分では前者が8本、後者が1本である<sup>32</sup>。

[1] 余は、聖なる洗礼に際してИГФШЬと呼ばれ、イーゴリおよび、洗礼に際してエレナと呼ばれもした至福なる曾祖母オリガの曾孫にあたる大公フセヴォロドである。このオリガは、聖なる洗礼に際してヴァシーリーと呼ばれたウラジーミルの母<sup>33</sup>であった。このウラジーミルは、ギリシアの皇帝たち、そしてツァーリグラード総主教フォティオスから聖なる洗礼を受け、最初の府主教であるミハイルをキエフに受け入れた。このミハイルがルーシの地全域に洗礼を施した。「シノド版」第2条を参照。「シノド版」第1条にあたる三位一体に関する文言は欠落している。本条は本規定成立の経緯を記す部分の端緒であり、発給者について明らかにしているものの、その内容は様々な点で矛盾を抱えている。テキストとしてはウラジーミルの教会規定を土台とし、それにフセヴォロドの名を入れ込んだ形になっているが、それに合わせて行われるべき過去の公たちとの世代関係を調整しきれず、発給者フセヴォロドを「オリガの曾孫」とし、また大公と呼んでいる。

更にオリガとウラジーミルについての情報（オリガとウラジーミルの洗礼名、後者の受洗および全ルーシの地の「洗礼」者の名ミハイル）を増やしている。ウラジーミルの規定では洗礼者は府主教レオンとなっていたので、人物が交代していることになる。また現実にはウラジーミル（10-11世紀）とフォティオス（9世紀）は生きた時代が異なっている。

最も奇怪なのは、発給者フセヴォロドの洗礼名 ИГФШЬ である。ここで暗号が使われた理由、暗号の解読法については研究者の間で決着が付いたとは言いがたいが、ヤーニンによる解読法（ПЕТРЪ ピョートルと読む）には一応の整合性が認められ、今日の有力仮説であると言って良い。

発給者フセヴォロドの同定の研究史については、本稿本文を参照のこと。

尚、ソロフキ写本においてのみ、府主教ミハイルについて、トレビゾンドの地から白いルーシの町に到来した者であるとする補足がある。これまでの研究者はこれが本規定にとってどのように意味をなすのかという問題には答えていない。そうした伝承を知る編者が単純に府主教ミハイルについての説明を詳細にしようとしただけなのか、何か意図があったのか、判然としない。

[2] その後、多くの歳月が過ぎ、[ウラジーミル<sup>34</sup>] は救世主といとも清きその母親に、つまり聖なる聖母、とこしえの処女マリアに祈り、聖なる聖母十分の一教会を建設し、この教会にルーシの地全域における十分の一 [税] を与えた。つまり公国全域から、キエフにある聖なる聖母の聖堂教会に、またキエフの聖ソフィヤ [の聖堂教会] に、またノヴゴロドの聖ソフィヤ [の聖堂教会] に、そしてキエフの府主教とノヴゴロド大主教に [与えた]。あらゆる公の裁判 [手数料] から十分の一ベクシャ、市場から十分の一週 [分の収入]、各戸からは毎年、あらゆる家畜、穀物の十分の一が聖なる救世主、いとも清きその母、聖ソフィヤの神の英知に [与えられる]。

「シノド版」第3条を参照。キエフの十分の一（ジェシャチーナ）教会と府主教区全体の扶養のための十分の一（税）の割り当てについてのウラジーミルの規定のテキストが繰り返されている。しかし所々で、裁判罰金（ベクシャ）、商業手数料（市場からの十分の一）、その他の収入からの十分の一が同じくノヴゴロドのソフィヤ聖堂やノヴゴロド大主教座の扶養に充てられることが追記されている。

キエフの聖ソフィヤ教会への言及は、ノヴゴロドの座位教会とキエフのそれとを結ぶ伝統が意識された結果として、規定に出現したとする解釈が出されているが、この点は判然としない。またノヴゴロド主教が一部「大主教」と呼ばれている点は、本規定が12世紀後半以降の成立したと考える一応の材料になるが、本規定の複層性を考慮すると、確実な根拠にはならない。

[3] 余は、ギリシアのノモカノンにおいて、これらの裁判や争いを、公、その子供、その代官、その貴族、そのチウンは裁いてはならないと、また十分の一税徴収人を持ってはならないと [書かれていること] を見出した。

「シノド版」第4条を参照。本条はノヴゴロド主教の裁判への公の裁判官の介入を禁じている。公の裁判官として、「シノド版」にあった「裁判官」の代わりに公の子、代官、チウンが具体的に挙げられている。ジミーンは十分の一税徴収人がここで登場していることに基づき、本規定を14世紀のものとしみなしている<sup>35</sup>。しかしシチャポフの述べるように、代官は、既に13世紀に大公はノヴゴロドに対し代官たち、息子や甥たちを通じて権力を行使したという状況を考慮すれば、13世紀にも遡りうる。十分の一税徴収人については上述の通り。

[4] そして余は、10名の百人長、長老ボレスラフ、役人のミロシカ、イヴァン〔教会〕の長老ヴァシヤを招集した。そして余は、主教および自分の公妃、貴族たち、10名の百人長たち、長老たちと考へた。また余は裁判および、市場における秤をキエフにおいては聖母と府主教に〔与え〕、またノヴゴロドにおいては聖ソフィアと主教、イヴァン〔教会〕の長老、そして全ノヴゴロドに、商業用の秤、蠟計量用の天秤、蜂蜜のプード、ルーブリのグリヴェンカ、イヴァンのロコチを、また修道女たちにはクベツ〔と呼ばれる〕年貢を、イヴァン〔教会〕の司祭には、ボリス・グレプ〔教会〕の司祭と折半で、ルサのピシ〔の手数料〕を、イヴァン〔教会〕の衛兵にはルーシの〔馬の〕の焼きごて〔の手数料〕を、そして柄杓の塩10杯を与へた。

新条項。商業に関する裁判権と重量、長さ、容積の計りの原器（洗礼者イヴァン教会に保管された）の管理権（ジミンの考へるとおり、市場における独占的計量権<sup>36</sup>）及びその使用の収入を主教、イヴァンの商人団、百人区組織の代表者が分けた<sup>37</sup>。その使用手数料、一連の商業手数料を公はノヴゴロド主教とイヴァン教会の商人団に引き渡した<sup>38</sup>。

4条は公が自分の公妃や子と相談したと話されている一方で、都市の教会、商人、手工業者組織の代表者との合意の達成の結果としての文書作成の手続きについて話されている。

こうした権利の確認（あるいは付与）については本文を参照のこと。

百人長はノヴゴロドの行政領域単位である百人区（個々の行政区は二つの百人区に分けられた。従って町の全ての5つの行政区を10の百人長が代表した）の長であり、都市民の主要部分（手工業者、農民、商人）の利益を代表した。長老は商人団の長だった。条文に、共和政ノヴゴロドを象徴する千人長と市長が登場しないことは特徴的である<sup>39</sup>。

商業秤は商業で利用されるサイズと重量を量る公式の原器であり、これらはノヴゴロドの聖堂教会に保管された。

蠟計量用の天秤はニキツキーによると、13世紀中頃に導入<sup>40</sup>。

蜜計量用秤（蜂蜜のプード）は蜜計量用の竿秤の原器である<sup>41</sup>。

ルーブリのグリヴェンカは重量秤の原器であり、半フント、つまり48ゾロトニクの大きさである（貴金属計量用）<sup>42</sup>。銀の秤の原器とする説がある。

イヴァンのロコチは布の長さの原器。先駆者イヴァン教会に置かれた。46.6センチに等しい<sup>43</sup>。

公は、クプクと呼ばれる何らかの手数料を修道女に引き渡した。1948年にノヴゴロドのヤロスラフの宮廷（ノヴゴロド商業区）で聖イヴァンの…その年貢のクプクを修道女へという刻印付きのそうした原器が発見されているという。

ピャトノは馬に捺される烙印であるが、馬の捺印と関わる手数料でもあった<sup>44</sup>。

ボリス・グレプとは、主教通り末端のボリスとグレプ教会のこと。1167年に建てられ、1262年の火災の後、1377年ようやく石造教会が新たに建設された<sup>45</sup>。

ルサのピシ、柄杓の塩10杯とは、塩の手数料。これを、塩の産地で知られる都市ルサ（スターラヤ・ルサ）の住民が払った。同じく条文には手数料も列挙されている。それらは公がノヴゴロドに与へたものである。

[5] このオブローク<sup>オブローク</sup>手数料を求めて、余の息子、余の代官、余の貴族は聖ソフィアの館および聖イヴァン〔教会〕に入らない。

新条項。本条は上述の権利への公の子、代官、貴族の介入・干渉を禁じている。

[6] 聖ソフィアの館を主教は百人長とともに管理する。長老や商人たちは、主教あるいはノヴゴロドの余の公の一族に報告した上で、聖イヴァンの館を管理する。

新条項。主教座聖堂の経済の管理には、主教と並び、ノヴゴロドの代表者である百人長が関わらねばならないことが示されている。一方、オポカのイヴァン教会は、ノヴゴロド公や主教の監督の下、長老と商人により管理されねばならなかった。

[7] 余は自分の代官およびチウンに命じる。教会裁判を侮辱してはならない。また尊師の代官なしで裁いてはならない。

「シノド版」第9、13条を参照。ジミーンによると、本条は公の代官と配下のチウンにノヴゴロド尊師の裁判管轄権に介入することを禁じている（3条と比較せよ）ばかりか、尊師の代官の世俗裁判への参加を義務づけている<sup>46</sup>。しかしオスペンニコフは、教会裁判の代表者が参加しない合同裁判の実現の禁止としてのこの句を理解した方が良いと考えている。

またジミーンは、本条の出現は1385年の出来事と結びつけるべきと考えている。この時、ノヴゴロドにおいて裁判の改革が行われ、世俗と教会裁判の組織の構成が確定されたという<sup>47</sup>。しかし背景についての議論はまだ未決着である。

[8] 余は聖ソフィアの至聖所に、また教会の信徒団に毎日の過去帳、そして冠を与えた。教会の裁判は、聖ソフィアの裁判である。余の一族の誰かが盗み、あるいは奪うなら、主教はその者を会議で過去帳において呪詛する。

新条項。毎日の読み上げのための過去帳、そして結婚式で使用する冠を公がソフィア聖堂に譲渡したことを記している。そしてソフィア聖堂が有する教会裁判権を犯す者は過去帳に書き込まれて呪詛されると脅している。

[9] 以下が教会裁判である。離婚、姦通、誘拐、強姦、夫婦間の財産問題、子のない場合の遺産相続、一族間および教父母間での結婚、魔法、妖術、呪術、魔術、薬草治療、嘔みつき。また三つの中傷、すなわちまじない治療、淫蕩、毒草使いがある。また異端、子或いは娘による父或いは母の殴打、嫁による舅の殴打、兄弟や子たちの間での遺産に関する訴訟問題、教会荒らし、死者の持ち物の略奪、十字架の切り倒し、或いは壁にある十字架の損傷、二人の男が互いに殴り合うこと、ある男の妻が他の男を胸に抱くこと、或いは獣姦、あるいは穀物乾燥小屋の下やライ麦畑の中または水辺で祈ること、或いは生娘が赤子を産み落とすこと。或いは家畜や犬や鳥を [いたずらに連れ込んだり]、或いは教会の中で何か不謹慎なことを行うこと。

「シノド版」第9条を参照。本条は、教会の裁判権の範囲を定めている。既に「シノド版」で挙げられていた案件に、「子のない場合の遺産相続」についての案件を加えている。

[10] これら全ての裁判権は、教会に付託されている。いかなる公も貴族もまた彼らの裁判官たちも、これらの裁判に介入してはならない。草創の皇帝たちの決定と大いなる高位聖職者たちが参加した7つの全地公会の決定に則って全ての権限を教会に与えた。

「シノド版」第10-11条を参照。ここでは前条で示された案件が教会裁判に属すること、公や貴族やその裁判官がこれに介入しないことが確認されている。この規定の法的根拠としてビザンツ諸皇帝の決定、そして七つの全地公会議の決定が示されている。

[11] 今後、余の息子たち、余の孫たち、余のあらゆる一族は、永遠に教会管轄民や彼らのあらゆる裁判に関わってはならない。

「シノド版」第6条を参照。上述の諸決定（第3、5、7条）を発展させつつ、本条は先行第10条の続きであり、公の子孫が教会管轄民への裁判に関わることを禁じている。

[12] 余の規定を犯す者があれば、この者は神の律法によって許されるべきでなく、苦しみを自らに背負うことになるであろう。

「シノド版」第12条を参照。本条は違反者に対し、神の処罰を以て警告している。

[13] 上記の全てについて、余は自分の貴族たちにもこれを遵守させるが、もし彼らが商人を辱めることがあれば、彼らがどこにしようとも、そのことによって破滅に向かい、公の魂を傷つけることになる。

新条項。本条は後段テキストを読む限り、公の貴族に商人たちを「辱める」ことを禁じ、ノヴゴロド商人の利益を守っているように見えるが、シチャポフが指摘するように、内容はそれほど明確でない。というのも、「上記の全てについて」という、先行条項を指すと思しき語があるにも拘わらず、直前の第7-12条は商人の「辱め」とは縁遠いものであるからである。

[14] 余は、ツァーリグレード総主教フォティオスの文書のなかで、文書に何が〔書かれているのか〕を調べた。これは、イーゴリと祖母オリガの孫で、スヴァトスラフの子、聖なる洗礼においてヴァシーリーと呼ばれた大公ウラジーミルがルーシに持ち込んだものである。

「シノド版」第2条参照。本条は、本規定がコンスタンティノーブル総主教フォティオスの文書を元に作成されたことを示して権威を高めている。

[15] 市場において神から与えられて人々の間で〔使われる〕商業用の秤、蠟計量用の天秤、蜂蜜のプード、ルーブリのグリヴェンカ、そしてあらゆるはかりを、神によって初めからそう定められているので、主教はこれらすべてのことを遺漏なく遵守しなければならず、また少なく計量しても多めに計量してもならない。毎年〔はかりの正しさを〕確認する。不正が生じたならば、〔はかりの管理を〕命じられた者は、その者は死にほぼ等しい刑に処す。彼の財産は三分される。すなわち三分の一は聖ソフィヤ〔聖堂〕に、別の三分の一は聖イヴァン〔教会〕に、第三の三分の一は百人長とノヴゴロドに〔与えられる〕。

「シノド版」第15条参照。中段のテキスト「神によって初めから…多めに計量してもならない」がシノド版から引き継がれ、その前後はノヴゴロドの状況で補われている。前段では本規定4条と一致して、ノヴゴロドにおける商業計器が挙げられている。

後段は不正を行った者への処罰についてである。秤に手を加えたものは死刑となり、その財産は三分され、大主教、イヴァン教会、都市ノヴゴロドに分与された。

シチャポフはこの分配を「事実上、ノヴゴロドの秤の管理は主教（現実の収入の3分の2を失った）の独占所有から去った」と見なした。

[16] 〔以上のことを〕行わない主教は、これらすべてのことに対して、人間の魂に対するのと同じく、大なる裁きの日に責めを負わなければならない。人の魂に関して〔嘆くのと同様に〕。も

し主教が我々のこの規定を守るなら、彼は幸福になり、天の国の相続者になるだろう。もし守らないなら、我々はこの者を救いから引き下ろす。

「シノド版」15条を参照。主教は神の裁きの前で、彼に委ねられた度量衡管理に責任を負った。すなわち最後の審判で彼は自分の処罰を得る。もし処理出来なかった場合、主教は報いを受けるとされている。

[17] 教会の規則に従って府主教に託されている教会の人々とは以下の通りである。すなわち典院、女子修道院長、司祭、輔祭、彼らの子、参事会員、司祭の妻、修道士、修道女、聖餅焼きの女、巡礼者、教会の奉公人、巡礼、盲人、足萎えの者、寡婦、解放された者、解放奴隷、また次の三種のイズゴイである。すなわち読み書きのできない司祭の子、ホロープがホロープから買い戻された場合、破産した商人である。また第四のイズゴイが付け加えられるのだが、それは、公が孤児になった場合である。修道院付き病人、[修道院の] 宿泊者、巡礼世話係。

「シノド版」第16条を参照。本条はノヴゴロド教会の庇護下にある人々を列挙し、属人裁判権の範囲を定めている。「シノド版」と大きく変わっているのはイズゴイと解放された者の追加である。後者は自由に解放されたホロープが想定されている。彼らは解放後、教会領主に従属したようだ。

ジミーンによると、イズゴイになったのは、総じて言えば、第一に、共同体の構成に入らなかった人々（公、司祭、商人、ホロープ）であり、第二に彼ら全てが教会の庇護下に置かれた極度の困窮者であった<sup>48</sup>。

[18] これが教会の、そして敬虔さ故に定められた人々である。府主教あるいは主教たちはこれらの者たちの間で生じた裁判、侮辱、争い、敵意、遺産を統括する。

「シノド版」第17条を参照。本条は前条を継続し、17条に示された全員が様々なカテゴリーの案件において教会裁判に服すことを確認している。

[19] 別の人とこの[教会の]人との間で争いが生じれば、合同裁判がある。

「シノド版」18条を参照。本条でも、訴訟当事者の一方が教会裁判に、もう一方が世俗裁判に属する場合の案件の合同裁判が定められている。

[20] 余は、自分のチウンに教会裁判を犯さないよう命じた。裁判からは、[手数料の] 十分の九を公に、十分の一を聖ソフィヤに、公の魂のために与える。

「シノド版」13条を参照。本条でも、教会裁判の活動領域への介入の禁止（今回は公のチウンに向けられている）が繰り返されている。同じく、裁判徴収の10分の9が公に、10分の1が教会に入ることが繰り返されている。「シノド版」にあった「聖なる教会」という一般的指示はノヴゴロドの聖堂教会に変えられた。

[21] 教会裁判を犯す者は、彼は自分で支払うが、神の前ではこの者は最後の審判において無数の天使の前で責任をとる。そこでは各々真実は、善であれ悪であれ隠されることがない。またそこでは誰もその者を助けることがなく、真実だけが第二の死、永遠の苦しき、燃え尽きることのない炎から解放するのである。なぜなら余が聖教父の規則と草創の皇帝たちの命令に基づいてこの規則を定めたからである。

「シノド版」14, 19条を参照。本条は規定破壊の試みに教会罰を導入し宗教的処罰(処罰・呪詛)(ウラジーミルの規定14条から借用された。その最後の部分は省略されている。)を、また伝統的な法史料である聖なる父たちの規則、初期のビザンツ諸皇帝と古ルーシ諸公の決定(ウラジーミルの規定)の引用を含んでいる。これらは13世紀末から14世紀初頭にルーシのコルムチャヤ・クニーガに入ったものだった。

[22] この規則を犯す者があれば、それがたとえわが子であれ、わが孫であれ、わが曾孫であれ、またいづこの町の代官であれ、裁判官であれ、またチウンであろうと、教会裁判を侮辱し侵害する者は、或いはその他の者は、かかる者はこの世でも来世でも、前後七回の全地公会の聖教父たちによって破門されるだろう。

「シノド版」19条を参照。本条は「シノド版」19条を繰り返しつつ、更に処罰・呪詛を付け足している。そして公や規定著者の子孫、またその代官或いはチウン、裁判官、或いはその他の公の僕の子孫が誰であれ、教会裁判の規則を破る者は、七つの全地公会議の呪詛を受けると定めている。

[23] これら全ての案件を、余は聖ソフィヤと全ノヴゴロドの余の臣民に、また10名の百人長に命じた。汝らはこれを遵守し、また覆してはならない。汝らは自分で、最後の審判の日に、栄光の皇帝の面前で、このことで責めを負わねばならない。アーメン。

新条項。本条は14世紀に補足されるまで、元々のフセヴォロドの規定を締めくくっていた。これは教会裁判の遵守を主教座教会、10名の百人長に委ね、再度違反者を霊的処罰で脅している。

#### 補足条文 [不法の妻や子への財産分与に関して]

[24] 第三および第四の妻のもとで生まれた子には、財産のうち、姦通による相続部分<sup>49</sup>が [分与される] ことを私は [ニカイア会議の規則で] 見つけた。もし財産が十分にあるのなら、第三および第四の妻の子にも [財産] 額に応じて与える。なぜなら彼らは法 [の対象] から外れており、この者は罪によってそのようになったからである。また、彼らは姦通による [子であり] 神によって祝福されない [子] だからである。余は、第一の妻および子と第三の妻および子、第四の妻および子との訴訟を自らが目撃した。大きな財産からは一定部分を少々与える。小さな財産からは女奴隷への部分のように、以下のものを与える。財産に応じ、馬や甲冑、家財を与える。

余は、ノモカノンを見て、これら全てを主教に統括するよう命じた。また我々は [これを犯す者を] その救いから引き下ろす。

ジミーンは不法な「婚姻」から生まれた子と妻に対する財産分与が本条で扱われているとするが<sup>50</sup>、本条は妻でなく子の伝統的相続権を変更していると考えて良からう。裕福な人は第三・第四の妻から生まれた子に相続の小さな一部を残すことが出来た。もし残った財産が少なければ、不法な彼の子は、女奴隷から生まれた息子に残す分と等しい程度の相続分を得た。甲冑や馬の記載は、ここでは封建領主の家族における相続権が検討されていることを物語る。

尚、条文中の「ニカイア会議の規則で」の句はソロフキ写本にのみ存在する。

#### \* ソロフキ写本の娘の相続に関する補足条項への注釈

誰かの下に娘と息子が残っているならば、兄弟は姉妹と共に自分の財産から等しい部分を [与える]。



ルーシでは婚姻時の持参金の他、男系が途絶えた時以外には女性には相続の権利はなかった。しかし本規定の条文は、息子と娘の等しい相続権を定めている。

娘がおとめの時に放蕩をなし、証人が告発するなら、兄弟から、そうした者は父の財産のうちの自分の分を取らない。

信用に値する証人により、女性の結婚前の「放蕩」が証明された場合、その相続部分は失われた。

兄弟が財産を欲して姉妹を中傷し、彼らの案件が偽りであると判明したなら、そうした者は法に従って石で打たれる。

兄弟は相続部分を奪うために、姉妹が婚前前に「放蕩」をしたと偽の告発をすることがあったようだ。その場合、告発者は石打で処罰されると記されている。

## 注

- 1 Тихомиров М.Н. Крестьянские и городские восстания на Руси XI-XII вв. М., 1955. С. 163. 彼は本規定をまさに 1136 年の都市民衆の蜂起と公の廃位の結果として発給されたと考えている。
- 2 Памятники русского права(ПРП). вып. 2. М.-Л., 1952, С. 161.
- 3 Янин В. Л. Новгородские посадники. М., 2003, С. 134.
- 4 Щапов Я. Н. Княжеские уставы и церковь в древней руси XI-XIV вв. М., 1972, С. 165; Российское законодательство. т. 1. М., 1984, С. 249.
- 5 Щапов, Княжеские уставы, С. 171-172.
- 6 Фроянов И. Я. Древняя Русь IX-XIII веков. Народные движения. Княжеская и вечевая власть. СПб., 2012. С. 266-270.
- 7 Юшков С. В. Общественно-политический строй и право Киевского государства. М., 1949, С. 221.
- 8 ПРП. вып. 2, С. 161.
- 9 Янин, Новгородские посадники, С. 134.
- 10 Щапов, Княжеские уставы, С. 173.
- 11 拙稿「ウラジーミル聖公の教会規定 解説・試訳と注釈」『岐阜聖徳学園大学紀要』51号、2012年、83-103頁を参照。
- 12 写本により綴りは異なっている。ИГФШЬは15世紀半ばの古文書委員会写本(Ар)における表記である。15世紀のリトアニア・アカデミー写本(Ав)及び16世紀初頭のポゴージン写本(П)では表記法がやや異なりИГШЬのШの上にΦが載った形で書き込まれている。その一方で、17世紀のトルストイ写本、同じく17世紀の古文書館写本(ДВ)では「Гаврил」と、簡素版のソロフキ写本(СлН)では「Вашиеріе」に置き換えられている。本稿ではシチャポフに従い、古い写本の表記ИГФШЬを原初形と見なして検討する。
- 13 一説によると、彼はスカンディナヴィアに亡命し、そこで跡目争いに巻き込まれて殺害されたという。Славянская энциклопедия т.1. М., 2003. С. 233.
- 14 但し、法制史家ユシコフの場合はやや複雑な考えを持っている。彼は本規定とウラジーミルの教会規定とのテキストの一致が多いことを考慮して次のように考えている。すなわち12世紀にフセヴォロド(Г)公により作成された「フセヴォロド公の文書」(ユシコフによると1135-37年に作成された。特権恵与文書のようなもので伝来しない)がまず存在し、これに後代になって、恐らく13世紀末になってからこの文書にウラジーミルの規定のテキストを入れ込む形で上書きがされた結果、伝来する版(すなわち本規定)が成立したと考えた。上書きの結果、現存のフセヴォロドの規定は殆どがウラジーミルの規定からの借用テキストで占められてしまったが、ユシコフによると3箇所だけ、12世紀の元々のフセヴォロド公の文書の痕跡が残っているという。Юшков, Общественно-политический строй, С. 216-221; Тихомиров М. Н. Исследование по русской правде. 1941, С. 77; Рыбаков Б. А. Киевская Русь и русские княжества XII-XIII вв. М., 1982, С. 543-544.

- 15 ПРП. вып. 2, С. 166.
- 16 Янин, Новгородские посадники, С. 131-135.
- 17 Щапов, Княжеские уставы, С. 173.
- 18 Фроянов, Древняя Русь, С. 266, 786.
- 19 Щапов, Княжеские уставы, С. 171-172, 174.
- 20 Щапов, Княжеские уставы, С. 170-171
- 21 Владимирский-Буданов М. Ф. Обзор истории русского права. 2005, М., С. 119; Пресняков. А. Е. Княжое право в древней руси. М., 1993, С. 144.
- 22 Мусин А. Е. Церковь и горожане средневековая Пскова. СПб., 2010. С. 39-40.
- 23 Тихомиров, Исследование, С. 77.
- 24 Щапов, Княжеские уставы, С. 170.
- 25 Новгородская первая летопись. М.-Л., 1950, С. 23.
- 26 この項目はソロフキ写本には欠けている。
- 27 ルーシにおいては少なくとも 13 世紀（早く見積もって 12-13 世紀の転換期）において、度量衡の管理（原器の管理を含む）は教会の管轄下にあった。これはウラジーミルの教会規定の、想定される「シノド・ヴォルィニ・グループ」写本にあったと考えられるからである。ノヴゴロドに伝わった「シノド版」では 15 条で秤や升といった度量衡は主教の管理下に置かれると一般的に記されている。
- 28 Русская историческая библиотека (РИБ. と略). т. 6, СПб., 1880, стл. 273; РИБ. т. 32, СПб., 1880, стл. 252; РИБ. т. 34, СПб., 1880, стл. 278.
- 29 ПРП. вып. 2, С. 170; РЗ. т. 1, С. 260.
- 30 ПРП. вып. 2. С. 166; Щапов, Княжеские уставы, С. 174-175.
- 31 ПРП. вып. 2. С. 166.
- 32 Древнерусские княжеские уставы XI-XV вв. М., 1976. С. 153-158. シチャポフは伝来写本の内、17 世紀以前に作成された写本についてのみ（拡大版 5 本、簡素版 1 本）、検討の対象としている。
- 33 実際には祖母にあたる。
- 34 ここでは動詞「与えた」は 3 人称単数形ではなく、3 人称複数形を取っているが、文脈的にウラジーミル（単数）を主語とすべきと思われる。元になったウラジーミルの教会規定でも、この箇所的主語はウラジーミルである。なお本条での「与えた」もアオリスト 3 人称複数形の形をとっているが、それもウラジーミルを主語とすべきと考えられる。
- 35 ПРП. вып. 2. С. 166.
- 36 ПРП. вып. 2. С. 167.
- 37 ジミーンは第 15 条と同じく、三者で三分割されたと考えている。ПРП. вып. 2. С. 167.
- 38 ПРП. вып. 2. С. 167.
- 39 ПРП. вып. 2. С. 167.
- 40 ПРП. вып. 2. С. 167.
- 41 ПРП. вып. 2. С. 167.
- 42 ПРП. вып. 2. С. 167.
- 43 ПРП. вып. 2. С. 167.
- 44 ПРП. вып. 2. С. 167.
- 45 ПРП. вып. 2. С. 167-168.
- 46 ПРП. вып. 2. С. 168.
- 47 ПРП. вып. 2. С. 168.
- 48 ПРП. вып. 2. С. 170.
- 49 教会法によれば、再々婚、再々再婚は不法であり、姦通である。それ故、この「結婚」で生じた子に分与される遺産は「姦通の部分」と呼ばれた。但し本稿では分かりやすさを追求して、「姦通による相続部分」とした。
- 50 ПРП. вып. 2. С. 170.